

# 情報 な び

## お知らせ

### 3歳未満児の児童手当

4月から、3歳未満の児童手当の額が加算され、一律月額10,000円になります。手当額の加算は3歳になつた月の分までです。3歳以上の児童については、今までどおり、第1子・第2子が月額5,000円、第3子以降が月額10,000円です。なお、加算のための手続きは必要ありません。

くわしくは 予育て支援課

☎ (21) 5101

された方で、請求をしていない方はお早めに手続きをしてください。

くわしくは

市民課	回市民課	藤市民課	足市民課	栗市民課
☎ (21)	54	76	1	54
93	1	2	1	1
1	1	1	1	1
4	4	1	3	0

### 赤ちゃん訪問が始まりました

4月から、4か月までの赤ちゃんのいる家庭を訪問し、育児や健康の相談を行つ「赤ちゃん訪問」を始めました。

対象 平成19年1月1日以降に生まれた赤ちゃん

※訪問する日時は、事前に電話で確認します。

くわしくは 予育て支援課

☎ (21) 5101

### 霧降高原夏山リフトオープンと料金の改正

これまで、霧降高原夏山リフトを利用した場合に

補助金を交付していましたが、4月1日から、補助金は廃止となりました。また、足尾地域における市営霧降高原夏山リフトの運行も併せて廃止になりました。

なお、3月31日までに霧降高原夏山リフトを利用

くわしくは 市保健福祉センター

☎ (21) 2756

くわしくは

新：1,300円の利用券2枚

※それぞれ1か月分です。

旧：10リットル分2枚

○燃料給油券

新：500円の利用券7枚

○タクシー券

旧：基本料金分の助成券5枚

新：500円の利用券7枚

○厚生福祉課

回健康福祉課

藤健康福祉課

足健康福祉課

栗健康福祉課

☎ (21) 5174

(21) 5105

10

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2

1

0

5

4

3

2